Tax and Management

T&M通信

〜税務と経営〜

暑中お見舞い申し上げます

● 今月の経営チェックポイント

- □ 個人事業税の第１期分の納付は８月 31 日（月）迄です。
- □ 個人住民税普通徴収税額第２期分の納付は８月 31 日（月）迄です。
- □ ８月、９月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- □ ８月 13 日（木）〜14 日（金）当事務所はお盆休みとさせて頂きます。

着眼点

リスクに備える

税理士　田中　彰

暑中お見舞い申し上げます。毎日暑い日が続きますが、皆様お変わりございませんか。室内に居られても水分をこまめに摂り、熱中症などになられぬよう充分ご注意ください。

ところで、先日は東京調布市で小型プロペラ機が民家に墜落し８人の方が死傷されるという痛ましい事故が起きました。特に民家に居て巻き添えになられた 30 代の女性は、つい１週間前に越してこられたばかりで、大変お気の毒なことです。他にも、川遊び中に動物防護柵に感電して数名の方が死傷された事故もありました。このような人為的な事故に加え、自然災害的な事故も考えると、我々の周りには命に関わる事故のリスクが常に潜在しています。これは確立の小さいリスクかもしれませんが、車を運転中に事故にあうリスクの確率はかなり高いものになると考えられます。急がれることもあると思いますが、くれぐれも安全運転を心掛けてください。

さて、命に関わることはなくても、経営者の皆様は、売上に対するリスク、資金繰りに対するリスク、従業員に対するリスクなど様々なリスクを抱えながら事業を継続されています。そして、これらのリスク対応に向き合っておられることと思います。

商品を売るための探究、資金収支の計画性、人事の政策などヒト・モノ・カネに対する経営者魂を発揮されていることと思います。
　私たちは税金を通じて皆様の「お金」に対するリスクを考える仕事を行っています。大切なことはこれらの「リスクに備える」ことだと思います。また、「不安・不満・不信」など不の付くキーワードの克服がビジネスチャンスであると言われます。
「備えあれば憂いなし」一緒にリスクへの対応策を考えましょう。

●2015年最低賃金について

　7月29日の厚生労働省中央最低賃金審議会にて2015年度最低賃金を全国平均18円（時給）引き上げると決めた、とのニュースがありました。2014年は生活保護給付水準との逆転解消のための引き上げがあり、2年連続の大幅引き上げとなります。
具体的には、
　Aランク（東京・神奈川・大阪）　　19円増
　Bランク（京都・兵庫・埼玉など）　18円増
　Cランク（奈良・福岡・北海道など）　16円増
　Dランク（福島・熊本・沖縄など）　16円増
実施日は各都道府県で異なりますので、今後の各労働局のホームページなどでご確認ください。

（文責　中澤　里美）

●暑い日が続いておりますね！

　お酒を飲む方にとっては、「夏といえばビール！」でしょうか。
私は飲まないのでわかりませんが・・・。

そういうわけで、ビールに課せられる税金について簡単に書かせていただきます。
　まず、日本のビールに課せられる税額は、国外と比べるとアメリカの約12倍、フランスの約14倍、ドイツの約20倍の税額になるそうです。（平成23年9月ビール酒造組合調べ）　びっくりする高さですね。
　このような状況下で、日本の酒造メーカーは、税額を減らし、より安く提供できるよう、発泡酒を開発し、続いて第3のビールを開発しており、私はその経営努力と開発力に感心しました。

具体的に日本では、
・ビールは１kℓ当り 220,000 円（350 mℓあたり約 77 円）
・発泡酒は１kℓ当り 134,250 円（350 mℓあたり約 47 円）
・第３のビールは１kℓ当り 80,000 円（350 mℓあたり約 28 円）
の税金が課せられています。

しかしながら、平成 27 年度の税制改正では見送られましたが、今後これらの税率を統一しようという動きもあるようです。「本当はビールを飲みたいのに、発泡酒や第 3 のビールで我慢して、税収まで下がっている」というのが問題だったようですが、企業の経営努力を無駄にしてしまうような発言にびっくりしてしまいした。

さらに、チューハイについても増税傾向にあるというニュースや、酒類の過度な安売りの規制を強化するための酒税法を改正する案が議員立法で提出されるなど、お酒好きの方には厳しいニュースが続きそうです。

ちなみに、平成 26 年度の酒税収入は 13,410 億円で国税収入全体の 2.4％です。

（文責　竹次　貴）

●　結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設について

平成２７年度の税制改正において、少子化対策の一環として結婚・子育て資金の目的で一括贈与を受けた場合の非課税制度が創設されました。

非課税の適用を受ける場合は、次の要件を満たさなければなりません。

① 贈与者は受贈者の直系尊属（父母や祖父母等）であること。
② 受贈者は２０歳以上５０歳未満であること。
③ 受贈者の結婚・子育て資金として、贈与者が金銭等を贈与した場合であること。
④ 贈与者は金融機関で結婚・子育て資金口座の開設をすること。

平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までに贈与をした 1,000 万円（結婚に際して支払う金銭については 300 万円）までの金銭等について、金融機関を経由して「非課税申告書」を提出することにより贈与税が非課税になります。

（文責　田中　恵子）